

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託 企画提案募集要領

1 主旨

「東京都若年被害女性等支援事業」の実施にあたり、効果的な運営と業務目的を達成するため、企画・運営業務に関する企画提案を募集し、提案内容を総合的に審査して委託事業者を決定する。

2 目的

この事業は、「東京都若年被害女性等支援事業実施要綱」（令和3年2月22日2福保子育第2938号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

3 委託内容

別紙仕様書のとおり

4 提示額

26,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、実際の支出にあたっては事業実績に応じて支出する。

5 応募資格

応募者は、委託業務を効果的かつ一体的に実施でき、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項の規定に該当する法人でないこと。
- (2) 都から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている法人でないこと。
- (3) 法人税、法人事業税、都道府県民税及び市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）により再生手続き開始をしている法人でないこと。
- (5) 社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制下にある団体等を除く。）の法人格を持つこと。
- (6) 都内に活動拠点を有すること。
- (7) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までのいずれかの期間において、一定期間（概ね三ヶ月以上）、困難を抱えた10代から20代の女性（以下「若年被害女

性等」という。)を主たる対象としたアウトリーチ支援を行った実績が有る。

※アウトリーチ支援の内容は、実施要綱4(1)に定めるものと概ね同様のものとする。

- (8) 年間を通じて若年被害女性等の支援を行う体制を整備している。
- (9) 若年被害女性等に対し、実施要綱4(1)(3)(4)に定めるアウトリーチ支援、居場所での支援、自立支援を一体的に行うことが出来ること。

6 参加手続

(1) 応募届の提出

ア 提出書類

- (ア) 応募届(様式1)
- (イ) 法人概要調書(様式4)
- (ウ) 法人概要(パンフレット等)
- (エ) 法人の定款又は寄付行為等の写し(発行年月日から3か月以内)
- (オ) 法人税、法人事業税、都道府県民税及び市町村民税に滞納がないことがわかる書類(発行日から3か月以内)
- (カ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

イ 提出期限

令和3年3月5日(金曜日)(予定)

ウ 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階中央

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課女性福祉担当

エ 応募の辞退

応募届提出後に辞退する場合は、令和3年3月17日(水曜日)までに辞退届(様式2)を提出すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問事項受付

令和3年3月5日(金曜日)から3月9日(火曜日)午後4時まで

(2) 受付方法

様式3による電子メールにより受け付ける。

なお、質問事項は1通の電子メールに1件のみ記載すること。また、電子メールには団体名、担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。質問事項の送信後には質問事項の送信後には必ず15に記載されている担当まで送信した旨

と、送信件数を電話にて連絡すること。

メール件名：冒頭に【令和3年度東京都若年被害女性等支援事業企画提案質問】と表記すること。

宛先：S0000195@section.metro.tokyo.jp

(3) 回答日時

令和3年3月12日（金曜日）午後5時までを予定

(4) 回答方法

電子メールにより回答する。

ア 全ての参加事業者のメールアドレスに対して、受け付けた全ての質問及びそれに対する回答を送信する。

イ 同様の趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

ウ 審査に関する質問には、回答しない。

8 企画提案書等の提出について

本件企画審査会への応募を希望する場合、審査会に先立ち次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 10部（団体名入り1部、団体名無し9部）

企画提案書は原則A4版（縦）、又はA3版（横）、カラー刷り、左上1箇所と同じで作成する。なお、A3版（横）で作成したものは、必ずA4版サイズに折り込むこと。また、作成に当たっては、「11 企画提案内容」記載の項目内容を必ず記載し、別添審査基準表に記載の事項も参照すること。

イ 経費内訳 1部

提示額の範囲内で、経費内訳を作成すること。

ウ 団体概要（任意様式） 1部

エ 送付書 1部（様式5）

(2) 提出期限

令和3年3月18日（木曜日）午後4時

(3) 提出先

東京都 福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課（女性福祉担当）

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎28階中央

9 企画審査会

応募者に対し、次により企画審査を実施する。

(1) 実施日（予定）

令和3年3月22日（月曜日）から3月26日（金曜日）までのうち1日

※ 企画審査会の時間及び場所については、各参加者に別途通知する。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により実施が困難と事業所管理局が判断した場合は、実施しないこととし、その際は別途、事業所管理局より連絡する。

(2) 形式

プレゼンテーション方式

ア プレゼンテーションは、1者当たり35分（説明20分、質疑15分）とする。

イ 審査会場に入室できるのは、1者当たり3名までとする。

ウ 配布資料は紙のみとし、紙の配布資料を基にプレゼンテーションを行うこと。（パソコンやスクリーン等の機器は使用しないこととする。）

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと（審査会当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配布することはできない。）。

イ 説明者の会場への入場は、1参加事業者につき3名までとする。

(4) 審査方法

応募者から提案された中から、「東京都若年被害女性等支援事業委託における委託先選定委員会」（以下「委員会」という。）の審査により、本事業を遂行する上で優れた提案を行った上位4者を事業者として選定する。

応募提案書類内及び企画提案、企画審査会の際において、具体的な団体名又はそれを類推させる事項について言及した場合は失格とする。

(5) 審査のポイント

別添審査基準表のとおり

10 企画提案内容

企画提案書において明らかにすべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業実施方針

本事業を実施するにあたっての方針、基本的考え方について、若年被害女性等を支援する上での課題を踏まえて記載すること。（行政機関や他の支援機関との連携や支援制度の活用についての考え方も盛り込むこと）

(2) 事業実施内容

ア アウトリーチ支援の具体的方法、予定している頻度

イ 相談や面談の方法

ウ 居場所の提供に関する支援の方法・提供体制・規模

エ 事業を行う人身体制

オ その他、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱第4条に定める事業内容及び実施方法に定める具体的な実施方法等

1 1 選定方法

選考委員が、企画提案に対して都が定める「東京都若年被害女性等支援事業委託における委託先選定委員会 審査基準表」により評価を行う。

1 2 結果の通知

審査後、応募者に対し審査結果を速やかに通知する。

審査結果は、審査会終了後、全ての参加事業者に文書で通知する。通知した審査結果以外の審査に関する情報については、回答しない。

1 3 企画内容の修正

採用された企画について、都が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

1 4 附帯条件

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は、失格とする。
- (3) 提出した一切の書類は、書換えや撤回をすることはできない。また、返却もしない。
- (4) 提出する企画提案は、1者につき1案とする。ただし、部分的に代替案を提示することを妨げない。
- (5) 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。
- (6) 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けた最大限の努力を講じること。また、詳細な実施方法については、契約締結後、都との協議の上、決定するものとする。
- (7) 企画提案選考において、その公正な執行を妨げたもの、虚偽の参加申込・企画提案を行ったもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したものは失格とする。
- (8) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、都が必要と認める場合には、提案者に通知の上、都は無償で使用できることとする。
- (9) 本案件は、提案書に加えて経費内訳書の提出を求めるものであるため、見積書は、経費内訳書に記載された金額以下でなければならない。

1 5 担当・問合せ先

東京都 福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課（女性福祉担当）

住所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階中央

電話：03-5320-4132（直通） 内線：32-613

ファクシミリ：03-5388-1406

メールアドレス：S0000195@section.metro.tokyo.jp